

交 規 第 6 4 0 号  
令 和 2 年 3 月 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う交通警察の対応について

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第66号。以下「改正法」という。別添1）が令和2年1月5日に施行されたことに伴い、地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（令和元年内閣府令・国土交通省令第4号。以下「命令」という。別添2）が令和元年12月27日に公布され、本年1月5日に施行された。

命令の概要、運用上の留意事項等については、国土交通省と協議を行い、下記のとおりとすることとしたので、対応に遺憾のないようにされたい。

なお、改正法による改正後の地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に関する運用上の留意事項等については、「地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について」（令和2年3月3日付け交規第639号）を参照されたい。

また、国土交通省自動車局旅客課長から各地方運輸局自動車交通部長等に対して「地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の施行に伴う運用上の留意事項について（通達）」（令和2年1月6日付け国自旅第227号。別添3）が発出されているので、執務の参考とされたい。

記

## 1 経緯

法は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事業計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めているところ、法第17条の43から第17条の45までにおいて、住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施しようとする者が、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、当該住宅団地再生道路運送利便増進事業については道路運送法（昭和26年法律第183号）上の手続の一部を行ったものとみなす特例が設けられている。ここで、法第17条の44第4項において、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を聴取する方法及び公安委員会の意見を聴く必要がない場合について国土交通省令・内閣府令で定めることとされたものである。

## 2 命令の概要

### (1) 第1条関係（都道府県公安委員会への書面の送付）

国土交通大臣（法第17条の53の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、住宅団地再生道路運送利便増

進実施計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、遅滞なく、住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、書面の送付により意見を求めることとされた。

(2) 第2条関係（意見の提出）

公安委員会は、(1)の書面の送付を受けたときは、原則として、20日以内（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に定められた住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容（以下「事業内容」という。）に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれ、その運行の様相が路線不定期運行のみである場合は、14日以内）に、国土交通大臣に対し、意見を提出することとされた。

(3) 第3条関係（意見を聴く必要がない場合）

国土交通大臣が住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を認定するに当たり、公安委員会の意見を聴く必要がない場合として、以下の場合が定められた。

ア 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合

イ 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれ、その運行の様相が区域運行のみである場合

ウ 設定し、又は変更しようとする路線において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合

エ 設定し、又は変更しようとする路線及び停留所の位置が、認定申請の時点で運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置と共通である場合又は路線及び停留所の廃止に伴い同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

(4) 第4条関係（都道府県公安委員会への通知）

国土交通大臣は、関係公安委員会から(2)の意見の提出を受けた認定申請について、認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に対して通知することとされた。

(5) 第5条関係（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更の認定）

第1条から第4条までの規定は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用するものとされた。

3 運用上の留意事項

(1) 意見の聴取に係る書面の送付元

命令第1条に規定する国土交通大臣の住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る権限は、法第17条の53及び国土交通省関係地域再生法施行規則（平成27年国土交通省令第58号。別添4）第17条に基づき、地方運輸局長に委任されていることから、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画については、公安委員会への意見の聴取に係る書面の送付は地方運輸局長から行われることとなる。

(2) 路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合の取扱い  
地域住宅団地再生事業計画に定められた住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線が二以上の公安委員会又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたる場合には、国土交通大臣からの意見の聴取に係る書面の送付及び公安委員会の意見の提出は、管区警察局長（二以上の公安委員会に東京都公安委員会又は北海道公安委員会が含まれる場合は、これと隣接する管区警

察局)の長を経由して行うこととしたので、当該管区警察局長において、管内の公安委員会間の必要な調整を行うこと。

(3) 公安委員会の意見を聴く必要がある場合

命令に基づき国土交通大臣が公安委員会の意見を聴く必要がある場合とは、具体的には、以下の場合である。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線、停留所、自動車車庫及び待避所(引返し場所を含む。以下同じ。)の位置を設定し、又は変更する場合

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車の長さ又は幅を増加(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条に基づく基準緩和車両に該当することとなる場合に限る。)させる場合

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車を道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車から大型自動車又は中型自動車に変更する場合

(4) 公安委員会の意見の提出

公安委員会は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に係る意見の提出に当たっては、以下の事項等を勘案した上で、道路における危険の防止その他の交通の安全と円滑を図る観点から総合的に検討し、書面により、必要な意見(交通の安全と円滑を図るため、公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間も記載すること。)を国土交通大臣に対して提出すること。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路の交通量、交通規制の状況及び交通事故の発生状況

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路における交通上危険な箇所の有無

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所、自動車車庫及び待避所の位置の適否

担当 交通規制課規制第二係

別添省略